

事務事業名		社会福祉法人指導監督等事業		☐ 実施計画登載事業 ☐ 合併建設計画登載事業	
政策体系	政策名	04 安心が確保されたまちづくりの推進		事業期間 ☐ 単年度のみ ☒ 単年度繰返 (開始 25 年度～) ☐ 期間限定複数年度 【計画期間】 年度～ 年度 ※全体計画欄の総投入量を記入	
	施策名	12 とともに支え合う地域福祉の推進			
	基本事業名	01 地域福祉の充実			
根拠法令		社会福祉法、大船渡市社会福祉法人指導監査実施要綱		予算科目 会計 款 項 目 事業 01 03 01 01 13	
所属	部課名	生活福祉部地域福祉課			
	課長名	三上 護			
	係名	福祉推進係	電話 27-3111		
	担当者	鈴木 真亀子	内線 182		
事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述) ①社会福祉法人指導監査 市が所管する社会福祉法人を対象として、大船渡市社会福祉法人指導監査実施要綱に基づき、年間計画、実施方針、重点事項等を定め、実地にて一般監査を行うほか、必要に応じて特別監査を行う。 一般監査は、法人への通知、法人からの監査資料の提出、実地監査、監査結果の通知、指摘等あった場合には法人からの改善報告の手順により行う。 ②社会福祉法人の所轄庁として行うべき事務 社会福祉法等の定めに従い、社会福祉法人の所轄庁として、設立認可等の事務を行う。					
全体計画(※期間限定複数年度のみ) 総投入量 (千円) 事業費 財源内訳 国庫支出金 都道府県支出金 地方債 その他 一般財源 事業費計(A) 0 人件費 正規職員従事人数 延べ業務時間 人件費計(B) 0 トータルコスト(A)+(B) 0					

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標									
① 手段(主な活動) 前年度実績(前年度に行った主な活動) 社会福祉法人指導監査の実施 今年度計画(今年度に計画している主な活動) 同上	⑤ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標) <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>ア 社会福祉法人指導監査(一般監査)の実施件数</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td></td> </tr> </table>	名称	単位	ア 社会福祉法人指導監査(一般監査)の実施件数	件	イ		ウ	
名称	単位								
ア 社会福祉法人指導監査(一般監査)の実施件数	件								
イ									
ウ									
② 対象(誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 (直接の対象) ・市が所管する社会福祉法人 (間接の対象) ・社会福祉法人が行う社会福祉事業等の健全な発達による社会福祉の増進	⑥ 対象指標(対象の大きさを表す指標) <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>カ 市が所管する社会福祉法人の数</td> <td>法人</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td></td> </tr> </table>	名称	単位	カ 市が所管する社会福祉法人の数	法人	キ		ク	
名称	単位								
カ 市が所管する社会福祉法人の数	法人								
キ									
ク									
③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 社会福祉法人指導監査を実施し、法人の適正な業務運営の確保と事業経営の透明化を図ることにより、法人が提供する福祉サービスの量・質が向上する。	⑦ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標) <table border="1"> <tr> <th>名称</th> <th>単位</th> </tr> <tr> <td>サ 前回監査で指摘した事項に係る改善率(文書指摘のみ)</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>シ 今回監査の指摘事項に対する改善報告の件数</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>ス</td> <td></td> </tr> </table>	名称	単位	サ 前回監査で指摘した事項に係る改善率(文書指摘のみ)	%	シ 今回監査の指摘事項に対する改善報告の件数	件	ス	
名称	単位								
サ 前回監査で指摘した事項に係る改善率(文書指摘のみ)	%								
シ 今回監査の指摘事項に対する改善報告の件数	件								
ス									
④ 結果(基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献するのか) 社会福祉法人が提供する福祉サービスの量・質を向上させることにより、地域福祉の充実を図る									

(2) 総事業費・指標等の推移		年度	23年度(実績)	24年度(実績)	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(実績)	28年度(目標)
投入量	事業費	単位						
		千円						
事業費	国庫支出金	千円						
	都道府県支出金	千円						
	地方債	千円						
	その他	千円						
	一般財源	千円	0		2,392	2,590	2,428	2,531
	事業費計(A)	千円	0	0	2,392	2,590	2,428	2,531
人件費	正規職員従事人数	人			1	1	1	1
	延べ業務時間	時間			1,500	1,350	1,350	1,350
	人件費計(B)	千円	0	0	6,000	5,400	5,400	5,400
	トータルコスト(A)+(B)	千円	0	0	8,392	7,990	7,828	7,931
⑤活動指標		ア 件			10	10	7	10
		イ						
		ウ						
⑥対象指標		カ 法人			13	13	13	13
		キ						
		ク						
⑦成果指標		サ %			100	72.7	100	100
		シ 件			22	18	5	0
		ス						

事務事業ID	1586	事務事業名	社会福祉法人指導監督等事業
--------	------	-------	---------------

(3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① この事務事業を開始したきっかけは何か？いつ頃どんな経緯で開始されたのか？

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)の施行に伴う社会福祉法の一部改正により、平成25年4月から、社会福祉法人の指導監督業務を開始した。

② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は、開始時期あるいは前期基本計画策定時と比べてどう変わったのか？

当該事務事業は平成25年度からの事業である。平成27年度からは、社会福祉法人の会計基準が新しいものに移行されるため、所管するすべての法人の移行が適正に完了するよう指導していく必要がある。

また、国においては、社会福祉法等の一部改正により、社会福祉法人制度の改革も進められており、法人の経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的取組みの実施等、社会福祉法人を取り巻く環境は著しく変化しており、国の動き等も注視しながら指導監督業務を行っていく必要がある。

③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか？

社会福祉法人を対象とする指導監査は市へ移譲となったが、児童福祉施設や老人福祉施設等の監査は県の事務となっていることから、連携した監査の実施について、県と申し合わせのうえ実施することとしている。

2 評価の部(SEE) * 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的 妥当性 評価	① 政策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	この事務事業の目的は当市の政策体系に結びつくか？意図することが結果に結びついているか？	社会福祉法人の適正な運営業務の確保に資することは、社会福祉法人が提供する福祉サービスの質と量の向上につながることから、地域福祉の充実に図られる。	
	② 公共関与の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	なぜこの事業を当市が行わなければならないのか？税金を投入して、達成する目的か？	法定受託事務として市が処理すべき事務である。	
有効性 評価	③ 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	社会福祉法の規定により、対象は市が所管する社会福祉法人のみに限定されており、限定、追加はできない。	
	④ 成果の向上余地	☒ 向上余地がある ⇒【理由】 ☐ 向上余地がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	成果を向上させる余地はあるか？成果の現状水準とあるべき水準との差異はないか？何が原因で成果向上が期待できないのか？	指導監査従事職員の知識の蓄積、監査技術の向上、非常勤職員(税理士等)の活用により、有効かつ効果的な指導監査を行うことにより、社会福祉法人の適切な業務運営の確保に資することができる。	
有効性 評価	⑤ 廃止・休止の成果への影響	☐ 影響無 ⇒【理由】 ☒ 影響有 ⇒【その内容】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	社会福祉法の規定に基づく事務であり、廃止、休止はできない。仮に廃止、休止した場合、適切な業務運営等が確保されなくなる恐れがある。	
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある (具体的な手段, 事務事業) ☐ 統廃合・連携ができる ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	目的を達成するには、この事務事業以外他に方法はないか？類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	法定受託事務として市が処理すべき事務である。	
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	成果を下げずに事業費を削減できないか？(仕様や工法の適正化、住民の協力など)	事業費は、監査技術の向上のための研修代と書籍代、非常勤職員の人件費のみであり、削減の余地がない。	
	⑧ 人件費(延べ業務時間)の削減余地	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？成果を下げずに正職員以外の職員や委託でできないか？(アウトソーシングなど)	新会計基準への移行、社会福祉法人制度改革等、今後数年間における社会福祉法人を取り巻く環境の変化が大きいため、指導監督業務に係る事務量の増加が予想される。	
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】	⇒ 3 改革・改善方向の部 (3枚目シート)に反映
	事業の内容が一部の受益者に偏っていない不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	社会福祉法人が提供する福祉サービスの量・質を向上させることにより、地域福祉の充実に図られるため、受益者が一部に偏らない。 また、社会福祉法に基づく事務事業であり、受益者負担になじまない。	

事務事業ID	1586	事務事業名	社会福祉法人指導監督等事業
--------	------	-------	---------------

3 評価結果の総括と今後の方向性(次年度計画と予算への反映)(PLAN)

(1) 1次評価者としての評価結果 (2枚目と整合を図ること)		(2) 全体総括(振り返り、反省点) 指導監査従事職員の知識の蓄積、監査技術の向上により、成果の向上が期待できるが、当該事務事業は平成25年度からの事業であり、市として蓄積した監査技術等が乏しい。 今後も、県や他市と連携、情報交換を行いながら、知識の蓄積、監査技術の向上を図る必要がある。																					
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																							
(3) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可) ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統合・連携 ☒ 現状維持 事業のやり方改善 (☒ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善) (上記方向性に対する具体的な内容) 有効かつ効果的な指導監査を行うことにより、社会福祉法人の適切な業務運営の確保に資することができるため、指導監査従事職員の知識の蓄積、監査技術の向上を図るとともに、税理士等の専門的な知識を有するものに非常勤職員として協力を得続けることで、成果の向上を図っていく。 また、社会福祉法人会計は、一般の企業会計と異なる点が多く、税理士等の専門的な知識を有するものにおいても、その理解度が異なるため、社会福祉法人会計に精通した税理士等の協力を得る又は同じ税理士等に継続してお願いすることで理解度を高めてもらうことで、更に成果を向上させる余地がある。		(4) 改革・改善による期待成果 左記(3)の改革改善案を実施した場合に期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×
		コスト																					
		削減	維持	増加																			
成果	向上		●																				
	維持			×																			
	低下		×	×																			
(5) 改革改善を実現する上で解決すべき課題とその解決策又は特記事項等 指導監督業務については、県の監査マニュアル、事務マニュアル等を活用することにより、一定の質を確保するよう体制を整備しているが、他市との間で指導の内容に矛盾が生じないよう情報交換を行う等、連携を図る必要がある。																							

4 事務事業の2次評価結果

(職 名) ※原則として施策の主管課長	(氏 名)
2次評価者	地域福祉課長
	三上 護

(1) 1次評価結果の客観性と出来具合																						
①記述水準(1次評価の記述内容を読んだ段階で選択) ☐ 記述不足でわかりにくい ☐ 一部記述不足のところがある ☒ 記述は十分なされている ②評価の客観性水準(2次評価を行った後に総合的に判断して選択) ☐ 客観性を欠いており評価が偏っている(事務事業の問題点、課題が認識されてない) ☐ 一部に客観性を欠いたところがある ☒ 客観的な評価となっている(事務事業の問題点、課題が認識されている)																						
(2) 2次評価者としての評価結果	(3) 評価結果の根拠と理由 専門的な知識のある者からの協力を得て事業実施することは適切な指導監督業務では必要である。																					
① 目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																						
(4) 次年度の方向性(改革改善案)・・・複数選択可 (ただし、廃止・休止・現状維持は重複不可) ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的再設定 ☐ 事業統合・連携 ☒ 現状維持 事業のやり方改善 (☒ 有効性改善 ☐ 効率性改善 ☐ 公平性改善) (上記方向性に対する具体的な内容) 適切な指導監督を実施するために、担当職員等の研修等の受講機会を増やすことや、専門的な知識を有する者の協力を得るなど一定の質の確保が必要である。																						
(5) 改革・改善による期待成果 左記(4)により期待できる成果について該当欄に「●」を記入する。また、1次評価と内容が異なる場合には、1次評価の結果も「○」で記入する。 (廃止・休止の場合は記入不要) <table border="1"> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td></td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>				コスト			削減	維持	増加	成果	向上		●		維持			×	低下		×	×
				コスト																		
		削減	維持	増加																		
成果	向上		●																			
	維持			×																		
	低下		×	×																		

5 最終評価結果

(1) 行政経営推進会議等での指摘事項